



環 企 第194号
平成14年8月21日

国土交通省東北地方整備局長 殿

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘



環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書への意見について

一般国道47号 新庄古口道路 環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は、別紙のとおりです。

別紙

1 全般的事項

対象道路事業実施区域の中から具体的なルートを決める際は、環境影響の回避・低減に留意するとともに、地域に与える影響の把握や環境保全措置の検討に当たっては、周辺の既存道路における事例を十分参考にすること。

2 自然的状況

地域特性を表す気象資料として、霧の発生日数、降雪深さ、降雪日数なども把握すること。

3 環境影響評価の項目

直接流水に接して行う工事が計画され、河川の水質に影響を及ぼす恐れがある場合は、環境影響評価の項目に水質を加えること。

4 調査、予測及び評価の手法

(1) 調査、予測地点

調査開始前に、具体的な調査地点及び予測地点並びにその選定理由を明らかにすること。

(2) 動物、植物、生態系

ア 重要な種の調査地域の設定に当たっては、個体群の生息範囲も考慮すること。

イ 調査に当たっては、既往調査や文献で生息・生育が確認されていない種についても留意すること。

ウ 昆虫類で重要な種としているギフチョウとヒメギフチョウについては、調査対象区域がそれらの混棲地として知られていることから、混棲の状況や食草の生育状況について調査を行うこと。

(3) 景観

景観の予測、評価については、JR 陸羽西線の列車から見える岩清水、津谷間の水田地帯の景観を加えること。

5 その他

凍結防止剤の散布が予想されるので、水質への影響を予測、評価すること。